

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 8 日現在

機関番号：32634

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380619

研究課題名(和文)リース契約の資本化に関する影響分析

研究課題名(英文) Impact analysis of the new lease accounting standard on Financial Statements

研究代表者

菱山 淳 (HISHIYAMA, JUN)

専修大学・商学部・教授

研究者番号：00279598

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：リース会計基準の改訂によりこれまでオフバランス処理されていたオペレーティング・リースに係る未経過リース料が資本化処理される。その金額は、マクロベースで見ると、わが国企業の場合、貸借対照表に計上されているファイナンス・リースに係る金額のおよそ4倍程度となること、航空・海運、建設、不動産、ゴム製品、小売、金融・保険の各業種で大きな影響を受けることが検証された。影響の大きさを考慮して、国内へのコンバージェンスにあたり資本化を回避しうる会計処理が導入される場合には、これまでのわが国のリース会計基準の導入時の企業行動の観察結果から判断して、資本化する企業数が激減することが予想されることも確認された。

研究成果の概要(英文)：As a result of revising the accounting standards for leases, the future lease payments related to the operating lease, which was previously disclosed as off-balance sheet, will be capitalized. We examined that it will be about four times the amount related to finance lease which is recognized in the Balance Sheet in the case of Japanese companies. Although it is estimated that it will be considerably affected by industries of air/marine transportation, construction, real estate, rubber products, retail trade, and finance/insurance, but from the viewpoint of external users, it is expected to lead to improvement of financial information. We also examined that in light of the experience of introducing two lease accounting standards in Japan, if alternative accounting options that can avoid capitalization are introduced in the national standard at the convergence, the number of companies to be capitalized will sharply decrease.

研究分野：財務会計

キーワード：リース取引 リース会計基準

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、各国リース会計基準におけるリース資本化モデルの特質を明らかにすること、およびリース会計基準が改訂された場合に生じる財務諸表と企業行動へ及ぼす影響を推定することを意図している。

その背景には、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）による基準設定活動において、リース会計基準を改訂し企業の財務内容の透明性を向上させようとする動きがみられるものの、現在のリース会計研究にはリース資本化モデルの計算構造上の特質を明らかにしたうえで資本化の影響を分析した研究は少なく、リース会計基準の改訂の影響が十分に明らかとなっていないという認識がある。

このような認識のもと、本研究では、主要なリース会計基準の資本化モデルに関して、計算構造上の特質を明らかにしたうえで、当該基準が改訂されることにより財務諸表および財務諸表を作成する企業行動に及ぼす影響を推計し、その研究成果をもって、リース会計の改訂基準における資本化モデルの評価に対して理論的見地から具体的な提言を行うことを狙いとしている。

## 2. 研究の目的

本研究の主たる目的は次の4点に集約される。

(1) 現行リース会計基準のもとのリース取引の資本化モデルおよびIASBとFASBとの共同プロジェクトのもとで提案されたリース会計基準の改訂案にみられるリース取引の資本化モデルの特質を理論的見地から明らかにする。

(2) IASBによって公表された財務報告基準第16号「リース」（新リース会計基準）のもとで規定されるリース取引の資本化モデルを、これまでのリース会計基準の資本化モデルと比較したうえで、その特質を明らかにする。

(3) 新リース会計基準が適用された場合に企業が公表する財務諸表にどのような影響が生じるか、これまでの会計基準適用時と比較して推計する。それとともに、新リース会計基準が適用された場合に企業の会計選択行動にどのような影響が生じるか、これまでの会計基準の変更時における会計選択行動を参照して推定する。

(4) これまでのリース会計基準および新リース会計基準のもとの資本化モデルの特質分析、会計基準変更にもなう企業の財務諸表および企業行動に及ぼす影響分析をもとに、新リース会計基準導入時に生じる問題点を理論的に指摘することで、わが国の会計基準へのコンバージェン

ス時に想定される影響を明らかにし、会計基準の改善に向けた提言を行う。

## 3. 研究の方法

### (1) 制度分析

主要国の現行リース会計基準および法のもとで規定されるリース取引の会計処理の特質を明らかにする。あわせて、当該規定のもとでの会計実務の状況を確認する。また、基準改訂の動向を確認し、改訂案および新リース会計基準のもとで規定されるリース取引の会計処理の特質を明らかにする。

### (2) 理論分析

現行リース会計基準、改訂案、および新リース会計基準におけるリース取引の資本化モデルに関して、文献研究・計算構造研究を実施して理論的問題点を把握し、あわせて各モデルのもとのリース資本化の比較検討を行う。

### (3) 影響分析

新リース会計基準の公表に伴い、わが国においても国際会計基準の導入あるいは国際会計基準とのコンバージェンスにより新たなリース取引の会計処理が求められることが想定される。そこで、新リース会計基準の会計処理が導入された場合に財務諸表にどのような影響が生じるか推計するとともに、その際にどのような会計選択行動が行われる可能性があるか指摘する。そうした会計基準の改訂時における影響分析を通して会計制度の設計に際して理論的見地から提言を行う。

## 4. 研究成果

(1) 第一年度においては、研究の出発点として、リース会計基準の制度動向について調査した。具体的には、現行のリース会計基準（米国、英国、ドイツ、日本、国際）の成立過程と当該会計基準のもとでのリースの会計処理を確認するとともに、国際会計基準のリース会計基準の改訂の動向およびその資本化モデルのもとでの会計処理について調査した。

その結果、米国を嚆矢として成立したリース会計基準が、現行モデルとして各国に伝播していったこととともに、米国基準に影響を受けそれをいち早く取り入れたのが米国とは異なる会計制度を有するドイツであったことをドイツの裁判記録にもとづき明らかとした。また、わが国ではこれまで明らかではなかったドイツのリース会計基準のその後の顛末につき、渡独によって入手したドイツ経済監査士協会の専門広報にもとづき、すでに廃止されていること、そしてそれに代えて税法上の通達がリースの会計処理の指針となっていることを明らかにした。英国や日本のリース会計基準も米国基準と同じ資本

化の理論を採用しているものの、具体的資本化基準は異なり、国ごとに差異があることが明らかとなった。

(2) 第二年度は、IASBによる新リース会計基準の公表が当初予定されていたタイムスケジュールから想定以上に遅れているため、制度的動向を確認し続ける基礎研究を継続するとともに、とりわけ日本企業を対象として、新リース会計基準が導入された場合に生じる影響分析を行った。

具体的には、リース取引の資本化範囲が拡大する会計基準ができ、かつ会計基準に会計上の選択権が認められる場合に、企業がどのような会計選択行動をとるかを、過去の会計基準の設定経緯から推定した。

わが国では、リース取引の会計規制に関して3つのルールが設定されてきた。第一は、昭和63年商法計算書類規則での開示規制、第二は平成5年リース会計基準(平成5年基準)、第三が平成19年リース会計基準(平成19年基準)である。このうち、平成5年基準では、ファイナンス・リース取引は原則として資本化処理することとされながら、一定の要件を満たすファイナンス・リース取引を資本化しないことを許容する会計処理選択権が例外的に規定されていた。平成19年基準では当該選択権は廃止された。

そこで、これら基準の適用時に企業がどのような会計処理を行っていたかを集計し、企業が選好する会計行動を調査した。調査対象企業は東京証券取引所市場第1部に上場する金融・保険を除く企業で、調査対象期間は図1に示すとおりである。調査結果を示すと図1のようになる。

図1 平成5年基準と19年基準の資本化処理

	平成5年	平成19年基準		
	基準	早期適用	適用開始	直近年度
	適用最終 年度	年度	年度	年度
ファイナンス・リースのオンパランス企業数	10社 (0.7%)	85社 (5.5%)	1143社 (73.6%)	1304社 (79.4%)
調査対象企業数	1361社	1524社	1552社	1642社

ここでは、資本化を回避する選択権がある平成5年基準では資本化を行う企業は調査対象企業のうち1%に満たないが、選択権が廃止された平成19年基準では70%を超える企業が資本化処理を行っていることが示されている。資本化処理を行う企業の割合が10社(0.7%)から1143社(73.6%)に変化した期間はわずか2年である。

つまり、会計基準に資本化を回避する選択権が規定されるときには、それが例外的に認められる処理であっても企業は例外処理により資本化を回避する行動を選択し、それが

可能でない場合には基準に従い会計処理をする傾向にあることが明らかになった。

このことから、国際的にリース会計基準が改訂され、わが国リース会計基準も当該基準とコンバージェンスするよう修正する必要性が出てきた際には、資本化を回避しうる会計選択権を許容する規定を設けると、平成5年基準時にみられた会計行動と同様のことが起こり、企業の財務状態の透明性を高めるように財務諸表の情報能力を改善するという基準の趣旨が棄損される可能性があることが指摘できる。

(3) 第三年度は、第二年度末にIASBより公表された新リース会計基準のもとでのリース資本化の会計処理の理論的検討を行うとともに、新リース会計基準がわが国に導入された場合に財務諸表に生じる影響を推定した。

具体的には、わが国ではファイナンス・リース取引は資本化処理され、オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料については貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記することが規定されている。新リース会計基準では、リース期間が1年以内のリース取引とリース物件の価値が低いリース取引を除き、原則としてオペレーティング・リースを含むすべてのリース取引を借り手の側で資本化処理することが規定されている。つまり、新リース会計基準をわが国企業が適用した場合には、これまで脚注で開示されてきたオペレーティング・リース取引が、すべて貸借対照表に資産および負債として計上されることになる。

そこで、わが国企業の財務データを用いて、ファイナンス・リース取引の貸借対照表への計上金額とオペレーティング・リース取引の注記開示金額を調査した。

調査は全体的な取引規模を把握するために、個別企業ではなくマクロベースでの金額を把握することとし、調査対象は東京証券取引所市場第1部および市場第2部に、2015年4月から2016年3月までの間に上場していた企業のうち、日本基準を適用する企業の連結財務諸表とした。調査結果を示すと図2のようになる。

図2 リース取引のB/S計上・注記開示データ

リース取引	計上・開示企業数	金額
ファイナンス・リース	1720社	3,771,171百万円 <B/S計上金額>
オペレーティング・リース	1061社	16,663,458百万円 <注記開示金額>

このデータから、新リース会計基準が適用されオペレーティング・リース取引が資本化処理された場合のマクロベースでの影響度

を読み取ることができる。図2に示す注記情報として開示された16,663,458百万円が会計基準が変更された場合に資本化の対象となりうる金額である。この金額は割引前の金額であるため、割引後の金額で計上されているファイナンス・リース取引に係る貸借対照表計上金額と単純比較することはできないものの、新リース会計基準が適用されると貸借対照表に現在計上されている金額のおよそ4倍程度のリース資産およびリース負債の金額が追加して計上されることが推計される。

つぎに、図2に示すオペレーティング・リース取引に係る未経過リース料を開示する1061社について、データを業種別に細分化して未経過リース料の業種別の開示金額、開示企業数および1社あたりの単純平均額を集計した。全体の平均金額が15,705百万円で、これを超える金額を開示する業種が6業種あった。その業種を金額の多い順に示すと図3のようになる。

図3 オペレーティング・リースに係る未経過リース料の業種別データ上位6業種

業種	開示金額(百万円)	開示企業数(社)	1社単純平均
空運・海運	12,232,844	11	112,077
建設	4,662,617	47	99,205
不動産	1,731,422	28	61,837
ゴム製品	271,210	8	33,901
小売	3,616,111	124	29,162
金融・保険	1,436,708	60	23,945
1061社の 合計・平均	16,663,458	1061	15,705

これらの金額は業種別分類という視点のみで集計したものであるものの、業種別に金額的特徴を把握することにより、新リース会計基準が導入された場合の影響度をマクロベースで把握することができた。ちなみに、最も金額の多い業種は空運・海運で、中でも空運業は1社単純平均額は114,690百万円であった。これに対して、最も少ない業種は繊維であり、1社単純平均額は540百万円であった。

(4) 現時点で公表されている主たる研究成果は以下5に示すとおりである。2014年度より開始した研究年度は2016年度をもって終了するが、研究自体は継続しつつ研究期間中に蓄積したデータを整理・分析し、今後一定期間検討を加えた後に、研究成果を別途公表する予定である。とりわけ、IASBによる新リース会計基準の公表が、当初予定されていた公表日から大幅に遅れたため、新リース会計基準に対して企業がどのように対応するかを把握する聞き取り調査ができなかった。企業へのリース会計基準の浸透および企業の対応施策の決定には十分な時間が必要であり、それが不十分なまま企業に聞き取り調査

を行ったとしても有効な調査研究になるとは考えられなかったからである。この点については、とくに今後調査を行い、しかるべき時期にその結果を公表する。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

- ① 菱山淳、新リース会計基準の公表とその財務諸表に及ぼす影響、ディスクロージャーニュース、査読無、34号、2016、109-115
- ② 菱山淳、リース会計基準のコンバージョンと会計処理、国際会計研究学会年報、査読無、38号、2016、35-47  
<http://jaias.org/nenpomokuji.html>
- ③ 菱山淳、新リース会計基準のもとでのリース取引の判断－IAS17のもとでのIFRIC解釈指針第4号との比較検討、会計学研究所報、査読無、31号、2016、1-32  
[http://ir.acc.senshu-u.ac.jp/index.php?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_snippet&index\\_id=969&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page\\_id=13&block\\_id=52](http://ir.acc.senshu-u.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=969&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page_id=13&block_id=52)
- ④ 菱山淳、ドイツにおける1973年リース会計基準の顛末－会計基準の設定・修正・廃止に関するIdWの公表物を手がかりとして、会計学研究、査読無、41号、2015、55-73  
[http://ir.acc.senshu-u.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=8708&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=52](http://ir.acc.senshu-u.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=8708&item_no=1&page_id=13&block_id=52)

〔学会発表〕(計2件)

- ① 菱山淳、リース取引の認識、測定および表示の対象、日本簿記学会、2016年6月18日、横浜国立大学(神奈川県・横浜市)
- ② 菱山淳、リース会計基準のコンバージョンと会計処理、国際会計研究学会、2015年12月19日、明治大学(東京都・千代田区)

〔図書〕(計1件)

- ① 菱山淳、他、財務会計の現状と展望、白桃書房、2014、350(ドイツリース会計に対する米国会計基準の影響－とくに1970年ドイツ連邦財政裁判所のリース判決を題材として、137-147)

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

菱山淳 (HISHIYAMA, Jun)

専修大学・商学部・教授  
研究者番号：00279598